

【記入例】

ホーチミン医科薬科大学から外国人客員研究員を受け入れる場合

Ver3.0(2020.10.1)
様式2

滋賀医科大学長 殿

病院で実習生等を受け入れる場合はその部署の所属長

提出先 [医学研究監理室]

外国人研究者又は留学生等受入届

生物多様性条約、不正競争防止法、及び国立大学法人滋賀医科大学安全保障貿易管理規程第8条に基づき、本様式を提出します。

提出日	2020年 12月10日
受入講座 の長 の所属 職名・氏名 連絡先 (内線・PHS)	〇〇〇〇講座 教授 〇〇 〇〇 ××××
研究テーマ	〇〇〇〇の応用
所属機関のある国名	ベトナム社会主義共和国
所属機関の名称	ホーチミン医科薬科大学
研究者等又は留学生氏名	Nguyen **** *
予定受入期間	2021年 4月 1日 ~ 2022年 3月31日

※太枠内のみ記載してください。

1. 生物多様性条約に関わる確認事項

<p>【1】受け入れる外国人研究者又は留学生等 (以下、「外国人研究者等」) は生物サンプル又は遺伝資源を持ち込む予定がありますか？</p>	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<p>「はい」⇒別途手続きが必要です。医学研究監理室に連絡してください。また、本様式提出後生物サンプル又は遺伝資源の持ち込みを行うことになった場合は、相手国に対して事前手続きが必要な場合がありますので、すみやかに医学研究監理室に連絡してください。</p> <p>「いいえ」⇒「2.不正競争防止法及び安全保障貿易管理に関わる確認事項」へ。</p>
--	--	--

「はい」の場合は、必ず事前に医学研究監理室に連絡してください。

2. 不正競争防止法及び安全保障貿易管理に関わる確認事項

<p>【1】外国人研究者等の研究テーマ等に関する技術や物品 (市販品を除く) は、第三者から提供されたもの又は第三者と共有するものですか？</p>	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<p>「はい」⇒下記に詳細を記入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 5px auto;"> <p>[]</p> </div>
<p>【2】外国人研究者等の研究テーマ等に関する技術や物品 (市販品を除く) は、他大学・企業等から本学に持ち込んだものですか？</p>	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<p>「はい」⇒下記に詳細を記入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 5px auto;"> <p>[]</p> </div> <p>「III安全保障貿易管理に関わる確認事項」へ。</p>

「はい」の場合は、関連している他大学や企業等及び物品や技術の内容をカッコ内に記入してください。

3. 安全保障貿易管理に関わる確認事項

<p>【1】外国人研究者等は来日後 (*1) 6ヶ月以上経過していますか？</p>	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<p>「はい」⇒回答はここまでです。本様式を提出してください。</p> <p>「いいえ」⇒【2】へ。</p>
<p>【2】外国人研究者等は、本学又は日本国内企業・団体等と雇用関係にありますか？</p>	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<p>「はい」⇒回答はここまでです。本様式と日本国内企業・団体等との雇用関係を確認できる書類を提出してください。</p> <p>「いいえ」⇒裏面【3】へ。</p>

(裏面へ)

<p>【3】外国人研究者等の研究テーマ等に関する技術や物品は、全て公知のもの（学会発表、論文、教科書、特許出願、カタログ、WEB等で既に公開又は販売されているもの）ですか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>	<p>「はい」⇒回答はここまでです。本様式を提出してください。 「いいえ」⇒【4】へ。</p>
<p>【4】外国人研究者等の研究テーマ等に関する技術が「外為令別表」第1項～第15項（*2）のいずれかに該当しますか？物品が「輸出令別表第1」第1項～第15項（*2）のいずれかに該当しますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>	<p>「はい」⇒回答はここまでです。本様式と「様式5 該非判定書」及び「様式6 取引審査票」の3種類を提出してください。（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」⇒【5】へ。</p>
<p>【5】外国人研究者等の研究テーマ等に関する技術が「外為令別表」第16項（*3）のいずれかに該当しますか？物品が「輸出令別表第1」第16項（*3）のいずれかに該当しますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>	<p>「はい」⇒【6】へ。 「いいえ」⇒回答はここまでです。本様式を提出してください。</p>
<p>【6】外国人研究者等が所属していた（している）組織は、「輸出令別表第3」（*4）の地域ですか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>	<p>「はい」⇒回答はここまでです。本様式を提出してください。 「いいえ」⇒【7】へ。</p>
<p>【7】外国人研究者等は、外国ユーザーリスト（*4）に掲載されている組織に所属していましたか（いますか）？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>	<p>「はい」⇒回答はここまでです。本様式と「様式5 該非判定書」及び「様式6 取引審査票」の3種類を提出してください。（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」⇒【8】へ。</p>
<p>【8】技術や物品は大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれ省令別表に掲げる行為（*5）（*6）に用いられますか？又は所属していた（している）組織は「輸出令別表第3の2」の地域（*4）であって、通常兵器の開発、製造又は使用のために用いられますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>	<p>「はい」⇒回答はここまでです。本様式と「様式5 該非判定書」及び「様式6 取引審査票」の3種類を提出してください。（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」⇒【9】へ。</p>
<p>【9】外国人研究者等は、「輸出令別表第4」の地域（*4）にある機関等に所属していましたか（いますか）？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>	<p>本様式と「様式5 該非判定書」及び「様式6 取引審査票」の3種類を提出してください。（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。）</p>

該当・非該当を
確認してください。

地域等を確認して
ください。

用途を確認してください。

※本様式をPDFファイルにて、[医学研究監理室（risk@belle.shiga-med.ac.jp）](mailto:risk@belle.shiga-med.ac.jp)に提出してください。

※上記確認事項に変更が生じた場合は、[医学研究監理室に連絡してください。](#)

- * 1 最後に日本に入国した日から起算してください。
- * 2 「外為令別表」第1項～第15項、「輸出令別表第1」第1項～第15項について
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html
- * 3 「外為令別表」第16項、「輸出令別表第1」第16項について 16. 補完品目
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/ekimu-matrix/ekimu-matrixfile16.htm>
- * 4 地域分類及び外国ユーザーリスト まるっと滋賀医大研究タブ>その他（研究情報）1 海外渡航に関わる手続き>3 1：海外渡航（外国出張等）>6 安全保障貿易管理に関する参考資料集>12 輸出令別表における地域分類及び外国ユーザーリスト該当国一覧表.pdf
https://sumsdoc.shiga-med.ac.jp/ASTRUX2/ID_guest.aspx?did=77036&fn=輸出令別表における地域分類及び外国ユーザーリスト該当国一覧表.pdf
- * 5 大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれ省令 別表に掲げる行為
経済産業省安全保障貿易管理 安全保障貿易の概要>キャッチオール規制 中段の手順、フローなどについて
（※4）開発等：開発、製造、使用又は貯蔵 （※5）おそれ省令 別表に掲げる行為
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>
- * 6 経済産業省 補完的輸出規制（キャッチオール規制等）輸出許可申請に係る手続きフロー図
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/frouzu.pdf>

上記のチェックシートを確認し、以下の通り判定します。

- 受入可
- 「様式5 該非判定書」及び「様式6 取引審査票」の起票を要する。

年 月 日

医学研究監理室		
室 長	室 長 補 佐	係 員